

令和4年度静岡市「介護サービス情報の公表」計画

1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の35に規定する介護サービス情報の受理、調査、公表等の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画及び政令第37条の11第1項において準用する政令第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画を一体のものとして、次のとおり定める。

2 計画の内容

計画の内容は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の48、第140条の52 及び第140条の60 の規定を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 計画の基準日

令和4年4月1日とする。

(2) 計画の期間

令和4年10月1日から令和5年5月31日まで

(3) 公表等の対象となる介護サービス

介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43及び44の規定により、次に掲げる事業所とする。

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護(予防を含む)
- ③ 訪問看護(予防を含む)
- ④ 訪問リハビリテーション(予防を含む)
- ⑤ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(予防を含む)、療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション(予防を含む)
- ⑦ 特定施設入居者生活介護(予防を含む)(有料老人ホーム(外部サービス利用型含む))、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
- ⑧ 特定施設入居者生活介護(予防を含む)(軽費老人ホーム(外部サービス利用型含む))、地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
- ⑨ 特定施設入居者生活介護(予防を含む)(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅(外部サービス利用型含む))、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)
- ⑩ 福祉用具貸与(予防を含む)、特定福祉用具販売(予防を含む)
- ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑫ 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)
- ⑬ 認知症対応型共同生活介護(予防を含む)

- ⑭ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑮ 居宅介護支援
- ⑯ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護（予防を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑰ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（予防を含む（介護老人保健施設））
- ⑱ 介護医療院、短期入所療養介護（予防を含む（介護医療院））
- ⑲ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（予防を含む（介護療養型医療施設））

区分	既存事業所	新規事業所
公表する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本情報」：事業所の名称、所在地、従業者数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報。 ・「運営情報」：利用者本位のサービス提供の仕組、従業者研修の状況など、事業所のサービス内容、運営等に関する情。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本情報」：事業所の名称、所在地、従業者数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報
対象事業所	令和4年3月31日までに指定を受けた事業所のうち、令和3年1月から令和3年12月の1年間に介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所	令和4年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・調査手数料：なし ・公表手数料：なし 	同左
報告	通知方法 静岡市介護保険課から対象事業所へ実施を通知する。（介護保険課ホームページ上）	静岡市介護保険課から実施通知書と合わせてID・パスワード・HPアドレスを通知する。
	調査票 各事業所が静岡県介護サービス情報報告システムからログインし、調査票に直接入力することにより、報告する。	同左
	期限 令和4年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月30日（令和4年9月1日までに指定を受けた事業者） ・別に定める日（令和4年9月2日以降に指定を受けた事業者）
調査	機関 静岡市介護保険課	同左
	時期・方法 「静岡市介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、必要と認められる場合に隨時実施。	同左
公表	令和5年5月31日までに隨時、介護サービス情報公表システムで公表	同左